第１号様式記載上の注意⑷を次のように改める。

⑷　最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、⑶に準じて記載することができる。

第二号様式記載上の注意⑶を次のように改める。

⑶　代表者の役職氏名

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を括弧書で併せて記載することができる。

第三号様式記載上の注意⑷を次のように改める。

⑷　最高財務責任者の役職氏名

会社が、財務報告に関し、代表者に準ずる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名を記載する。

なお、氏名については、⑶に準じて記載することができる。

第四号様式記載上の注意⑸を次のように改める。

⑸　代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、内部統制報告書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有する者（以下この⑸において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

なお、氏名については、⑶に準じて記載することができる。

（公認会計士法施行規則の一部改正）

第四十二条　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中３．を４．とし、２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同様式記載上の注意五．を次のように改める。

五．その他

１．氏名

⑴　監査法人の社員の氏名

第20条第１項の届出書若しくは第21条第１項の届出書又は第60条の申請書若しくは第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下１において同じ。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の届出書又は変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

⑵　⑴に掲げる者以外の者の氏名

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

２．添付書類

監査法人の組織図を添付すること。また、海外の規制当局等に提出した資料等がある場合には、これを添付すること。

別紙様式第三号第１面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第３面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号第３面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号第１面（記載上の注意を除く。）中「印」を削り、同面記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。第２面記載上の注意及び第４面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

２．変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の理由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

別紙様式第四号第２面及び第４面に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第五号中「印」を削り、同様式記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．不要な字句は消して使用すること。

２．第60条の申請書又は第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第六号第１面中「印」を削り、同面記載上の注意に次のように加える。

３．第60条の申請書又は第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第七号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

第60条の申請書又は第65条第１項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨の変更登録申請書を提出するまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。